

財務関係書類のうち、「納税証明書」の取扱いについて

細目11(2)オの(ア)～(ケ)に定める財務関係書類のうち、(ケ)に定める納税証明書の取扱いについては、以下のとおりとする。

1 設置申請書類として求めるもの

国税通則法(昭和37年法律第66号)第123条に規定する証明書のうち、以下の証明書(開設予定日の6か月前以降に発行された原本。各1部)

(1)及び(2)の証明書については、細目11(2)オの(ウ)に定める直近3か年の決算報告書のうち、最も直近の会計期間と同期のもの

(3)は直近3か年分

- (1) 納税額等の証明(設置者が個人の場合は所得税、設置者が法人の場合は法人税に係るもの)
- (2) 所得金額の証明(設置者が個人の場合は申告所得税に係る所得金額、設置者が法人の場合は法人税に係る所得金額)
- (3) 滞納処分を受けたことがないことの証明

※ 別添資料参照(国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>)

2 その他

区市町村の推薦前における設置者の財務状況の確認の際に、設置者が区市町村に提出する納税証明書は、原本の写しで可とする。